

平成22年12月27日

平成21年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

総務省では、地方公共団体における平成21年度（一部調査については22年度）の勤務条件等の状況について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

(連絡先)

自治行政局公務員部

公務員課

担当：鈴木課長補佐、須田係長
(代表)03-5253-5111(内線 5544)
(直通)03-5253-5544
FAX:03-5253-5552

安全厚生推進室

担当：木本課長補佐、佐々木係長
(代表)03-5253-5111(内線 5560)
(直通)03-5253-5560
FAX:03-5253-5561

平成21年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果ポイント

I 勤務時間の状況(平成22年4月1日現在)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ○ 勤務時間が週38時間45分の団体 | 1,614団体(89.8%) |
| ○ 勤務時間が週38時間45分より長い団体 | 183団体(10.2%) |

(単位：団体)

区 分	団 体 数	週38時間45分	週38時間45分 より長い
都道府県	47	45 (95.7%)	2 (4.3%)
指定都市	19	18 (94.7%)	1 (5.3%)
市区町村	1,731	1,551 (89.6%)	180 (10.4%)
合 計	1,797	1,614 (89.8%)	183 (10.2%)

- (注) 1 国家公務員の勤務時間は、平成21年4月1日から週38時間45分となっている。(勤務時間法第5条)
- 2 首長部局に勤務する非現業の一般職員について調査したものである。
- 3 () は、団体区分中の割合である。

II 育児休業の取得状況(平成21年度)

- 男性の育児休業取得率 0.7%(前年度比0.1%増)
- 女性の育児休業取得率 93.9%(前年度比1.5%減)

(単位：人)

区 分	平成21年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数			
	うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数	うち部分休業取得者数	
男性職員	48,903 327 (0.7%)	17	40	
女性職員	35,877 33,672 (93.9%)	556	1,279	
合 計	84,780 33,999 (40.1%)	573	1,319	

- (注) 1 一般職に属する職員について調査したものである。
 2 「うち育児休業取得者数」欄の()は取得率である。

育児休業

- 内 容：任命権者の承認を受けて、職員の3歳未満の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで休業することができるもの。
- 給与等：無給であるが、共済組合制度において、当該子が1歳（一定の場合は1歳6か月）に達する日まで育児休業手当金が支給される。

育児短時間勤務

- 内 容：任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、定められた短時間勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができるもの。
- 給与等：1週間当たりの勤務時間数に応じて定める額が支給される。

部分休業

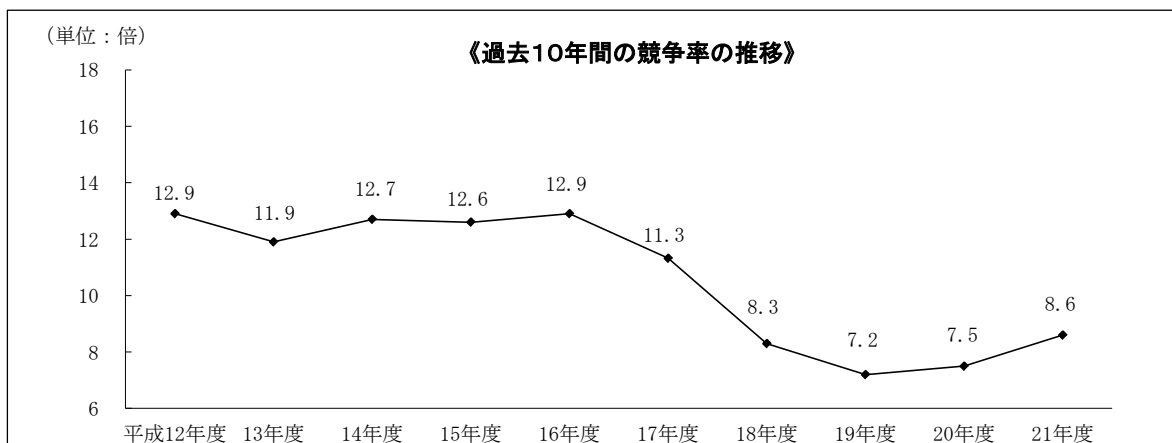
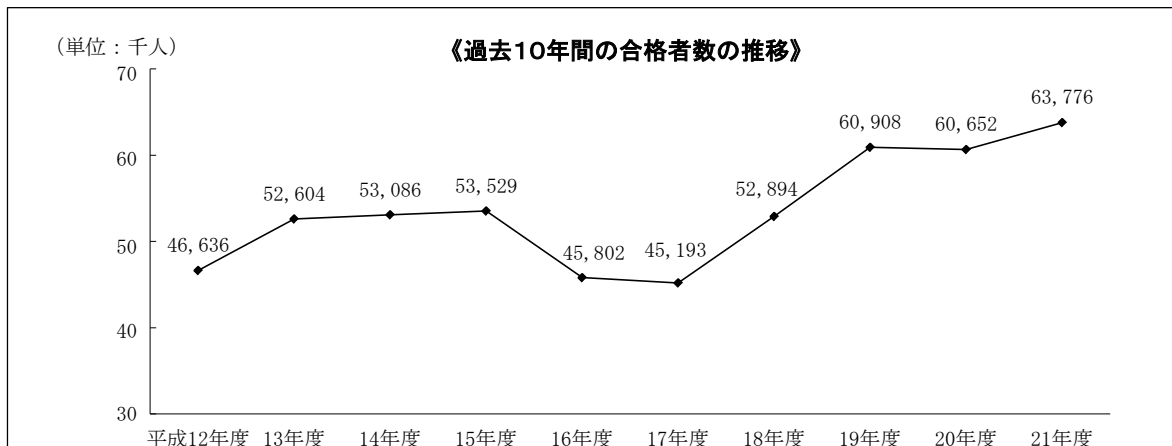
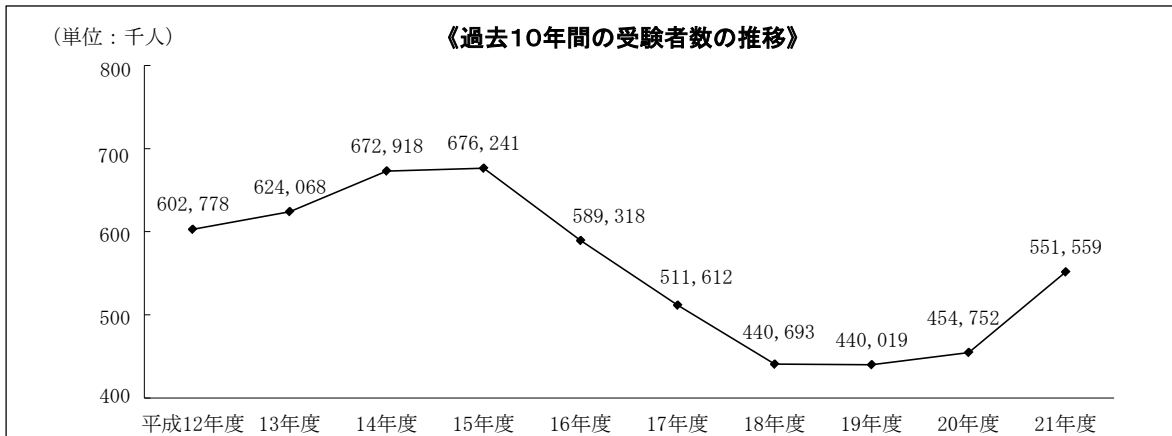
- 内 容：任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の一部(1日につき最長2時間)について、勤務しないことができるもの。
- 給与等：勤務しなかった時間については無給。

Ⅲ 競争試験の実施状況(平成21年度)

- 受験者数の合計 551,559人
- 合格者数の合計 63,776人
- 競争率(全体) 8.6倍

(注) 人事委員会又は任命権者が実施した職員採用競争試験について調査したものである。(教員の採用は「選考」によるものとされており対象外)

【過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移】



平成21年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

【 目 次 】

《概 要》

1 勤務時間及び休暇等に関する事項	1
2 競争試験における受験者数、合格者数、競争率に関する事項	3
3 安全衛生管理体制の整備状況に関する事項	4

《資 料》

表1 都道府県別の週の勤務時間の状況	5
表2 休息時間の廃止の状況	6
表3 時間外勤務代休時間の導入状況	7
表4 年次有給休暇の使用状況	8
表5 病気休暇中の給与の取扱いの状況	9
表6 都道府県別の病気休暇中の給与の取扱いの状況	10
表7 主な特別休暇等の状況	11
表8 子の看護休暇、短期介護休暇に係る規則等の整備状況	12
表9 介護休暇の取得状況	13
表10 育児休業等の取得状況	14
表11 地方公務員育児休業法等の改正に伴う条例等の改正状況	16
表12 競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	18
図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	19
表13 競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移	20
図2 過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移	21
表14 安全衛生管理体制の整備状況（全部局・団体区分別）	22
表15 安全衛生管理体制の整備状況（全団体・部局別）	23

1 勤務時間及び休暇等に関する事項

(1) 勤務時間の状況（平成22年4月1日現在） 【表1（P5）】

（単位：団体）

区 分	団体数	週38時間45分		週38時間45分より長い	
			割合 (%)		割合 (%)
都道府県	47	45	95.7	2	4.3
指定都市	19	18	94.7	1	5.3
市区町村	1,731	1,551	89.6	180	10.4
合 計	1,797	1,614	89.8	183	10.2

（注） 1 国家公務員の勤務時間は、平成21年4月1日から週38時間45分となっている。
（勤務時間法第5条）

2 首長部局に勤務する非現業の一般職員について調査したものである。

- 勤務時間が週38時間45分の団体…………… 1,614団体（89.8%）
- “ ” 週38時間45分より長い団体…………… 183団体（10.2%）

(2) 休息時間の廃止の状況（平成22年4月1日現在） 【表2（P6）】

- 休息時間を廃止済み、あるいは平成22年度中に改正条例案を議会に提出予定の団体…………… 1,771団体（98.6%）

(3) 時間外勤務代休時間の導入状況（平成22年4月1日現在） 【表3（P7）】

- 時間外勤務代休時間の導入に係る条例を改正済み、あるいは平成22年度中に改正条例案を議会に提出予定の団体…………… 1,606団体（89.4%）

(4) 年次有給休暇の使用状況（平成21年1月1日～12月31日） 【表4（P8）】

- 年次有給休暇の平均使用日数…………… 11.1日（前年比0.1日減）

(5) 病気休暇中の給与の取扱いの状況（平成22年4月1日現在）

【表5、6（P9、10）】

- 病気休暇中の給与の取扱いが国と同等の団体…………… 1,644団体（91.5%）
- “ ” 国より有利な団体…………… 153団体（8.5%）
- 国と同等の団体は前年度より3.2%増加

(6) 主な特別休暇等の状況（平成22年4月1日現在） 【表7（P11）】

- 国に制度のない休暇を設けている団体あり
例)「リフレッシュ・永年勤続休暇」を設けている団体…624団体（34.7%）
（都道府県及び指定都市においては約7割の団体で実施）

2 競争試験における受験者数、合格者数、競争率に関する事項（平成21年度）
【表12、13 図1、2（P18～21）】

（1）受験者数

○ 受験者数	551, 559人	(前年度比96, 807人増)
(試験区分別)		
上級試験	333, 039人	(前年度比67, 693人増)
中級試験	68, 068人	(前年度比5, 605人増)
初級試験	140, 563人	(前年度比22, 229人増)
その他の試験	9, 889人	(前年度比1, 280人増)
(団体区分別)		
都道府県	214, 923人	(前年度比31, 318人増)
市区	304, 155人	(前年度比59, 905人増)
町村	32, 481人	(前年度比5, 584人増)

（2）合格者数

○ 合格者数	63, 776人	(前年度比3, 124人増)
(試験区分別)		
上級試験	36, 745人	(前年度比2, 438人増)
中級試験	11, 207人	(前年度比644人減)
初級試験	14, 965人	(前年度比1, 389人増)
その他の試験	859人	(前年度比59人減)
(団体区分別)		
都道府県	26, 196人	(前年度比1, 840人増)
市区	33, 444人	(前年度比1, 198人増)
町村	4, 136人	(前年度比86人増)

（3）競争率

○ 倍率	8.6倍	(前年度7.5倍)
(試験区分別)		
上級試験	9.1倍	(前年度7.7倍)
中級試験	6.1倍	(前年度5.3倍)
初級試験	9.4倍	(前年度8.7倍)
その他の試験	11.5倍	(前年度9.4倍)
(団体区分別)		
都道府県	8.2倍	(前年度7.5倍)
市区	9.1倍	(前年度7.6倍)
町村	7.9倍	(前年度6.6倍)

(4) 男女別

○ 男女別

(受験者)

男性…………… 3 5 0, 6 4 4 人 (構成比 6 3. 6 %)

女性…………… 1 7 4, 3 7 3 人 (構成比 3 1. 6 %)

その他…………… 2 6, 5 4 2 人 (構成比 4. 8 %)

(合格者)

男性…………… 3 8, 5 5 4 人 (構成比 6 0. 5 %)

女性…………… 2 3, 6 2 9 人 (構成比 3 7. 0 %)

その他…………… 1, 5 9 3 人 (構成比 2. 5 %)

(注) 1 受験者の「その他」は、申込書に性別記入の欄を設けていない試験のため、性別が不明の者を示す。

2 合格者の「その他」は、申込書に性別記入の欄を設けていない試験の合格者を示す。

3 安全衛生管理体制の整備状況に関する事項 (平成22年3月31日現在)

【表14、15 (P22、23)】

- 総括安全衛生管理者の選任事業所率…………… 9 9. 6 % (前年度比 0. 2 % 増)
- 安全管理者の選任事業所率…………… 9 8. 7 % (前年度比 0. 1 % 減)
- 衛生管理者の選任事業所率…………… 9 6. 4 % (前年度比 0. 1 % 減)
- 安全衛生推進者等の選任事業所率…………… 9 0. 5 % (前年度比 1. 0 % 増)
- 産業医の選任事業所率…………… 9 7. 0 % (前年度比 0. 1 % 増)
- 安全委員会の設置事業所率…………… 9 8. 6 % (前年度比 0. 8 % 減)
- 衛生委員会の設置事業所率…………… 9 4. 7 % (前年度比 0. 6 % 増)

表1 都道府県別の週の勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

（単位：団体）

都道府県名	都道府県		指定都市		市区町村		38:45より長い団体の割合
	38:45	40:00	38:45	40:00	38:45	40:00	
北海道	1		1		175	3	1.7%
青森県	1				37	3	7.3%
岩手県	1				20	14	40.0%
宮城県	1		1		27	7	19.4%
秋田県	1				21	4	15.4%
山形県	1				29	6	16.7%
福島県	1				58	1	1.7%
茨城県	1				37	7	15.6%
栃木県	1				27		—
群馬県	1				34	1	2.8%
埼玉県	1		1		60	3	4.6%
千葉県	1		1		53		—
東京都	1				62		—
神奈川県	1		3		30		—
新潟県	1			1	28	1	6.5%
富山県	1				4	11	68.8%
石川県	1				13	6	30.0%
福井県	1					17	94.4%
山梨県	1				1	26	92.9%
長野県	1				69	8	10.3%
岐阜県		1			27	15	37.2%
静岡県	1		2		28	5	13.9%
愛知県	1		1		55	1	1.7%
三重県	1				29		—
滋賀県	1				18	1	5.0%
京都府	1		1		25		—
大阪府		1	2		41		2.3%
兵庫県	1		1		40		—
奈良県	1				33	6	15.0%
和歌山県	1				29	1	3.2%
鳥取県	1				18	1	5.0%
島根県	1				21		—
岡山県	1		1		22	4	14.3%
広島県	1		1		18	4	16.7%
山口県	1				19		—
徳島県	1				24		—
香川県	1				17		—
愛媛県	1				17	3	14.3%
高知県	1				32	2	5.7%
福岡県	1		2		58		—
佐賀県	1				20		—
長崎県	1				19	2	9.1%
熊本県	1				44	1	2.2%
大分県	1				18		—
宮崎県	1				26		—
鹿児島県	1				28	15	34.1%
沖縄県	1				40	1	2.4%
合計	45 (95.7%)	2 (4.3%)	18 (94.7%)	1 (5.3%)	1,551 (89.6%)	180 (10.4%)	10.2%

（注）1 埼玉県の「市区町村」の「40:00」には、1週間の勤務時間が39時間10分である団体1団体を含む。

2 「38:45より長い団体の割合」は、各都道府県内の全団体のうち週の勤務時間が38時間45分を上回る団体の占める割合である。

3 ()内は、団体区分中の割合である。

表2 休息時間の廃止の状況(平成22年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	休息時間を廃止済み 又は平成22年度中に 改正条例案を議会に 提出予定	廃止時期未定
都道府県	47	47 (100.0%)	—
指定都市	19	19 (100.0%)	—
市区町村	1,731	1,705 (98.5%)	26 (1.5%)
合 計	1,797	1,771 (98.6%)	26 (1.4%)

(注) ()内は、団体区分中の割合である。

表3 時間外勤務代休時間の導入状況(平成22年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	時間外勤務代休時間の導入に係る条例を改正済み又は平成22年度中に改正条例案を議会に提出予定	条例改正時期未定
都道府県	47	47 (100.0%)	—
指定都市	19	11 (57.9%)	8 (42.1%)
市区町村	1,731	1,548 (89.4%)	183 (10.6%)
合 計	1,797	1,606 (89.4%)	191 (10.6%)

(注) ()内は、団体区分中の割合である。

表4 年次有給休暇の使用状況(平成21年)

【平成21年1月1日～12月31日】

〔参考〕

区 分	都道府県	指定都市	市区町村	全団体	国	民間
平均使用日数 (日)	11.6 (11.8)	13.0 (13.1)	10.4 (10.5)	11.1 (11.2)	12.8 (12.7)	8.5 (8.5)

- (注) 1 非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割り振られている職員（交替制等勤務職員は除く。）で、平成21年1月1日から同年12月31日まで在職した職員（当該期間に採用された職員及び退職した職員、当該期間中に育児休業、退職した職員並びに派遣職員を除く。）について調査したものである。
- 2 () は、平成20年の平均使用日数である。
- 3 国の数値は、人事院の調査結果によるものである。（平成21年）
- 4 民間の数値は、厚生労働省の就労条件総合調査結果によるものである。（平成21年（又は平成20会計年度））

(参考)

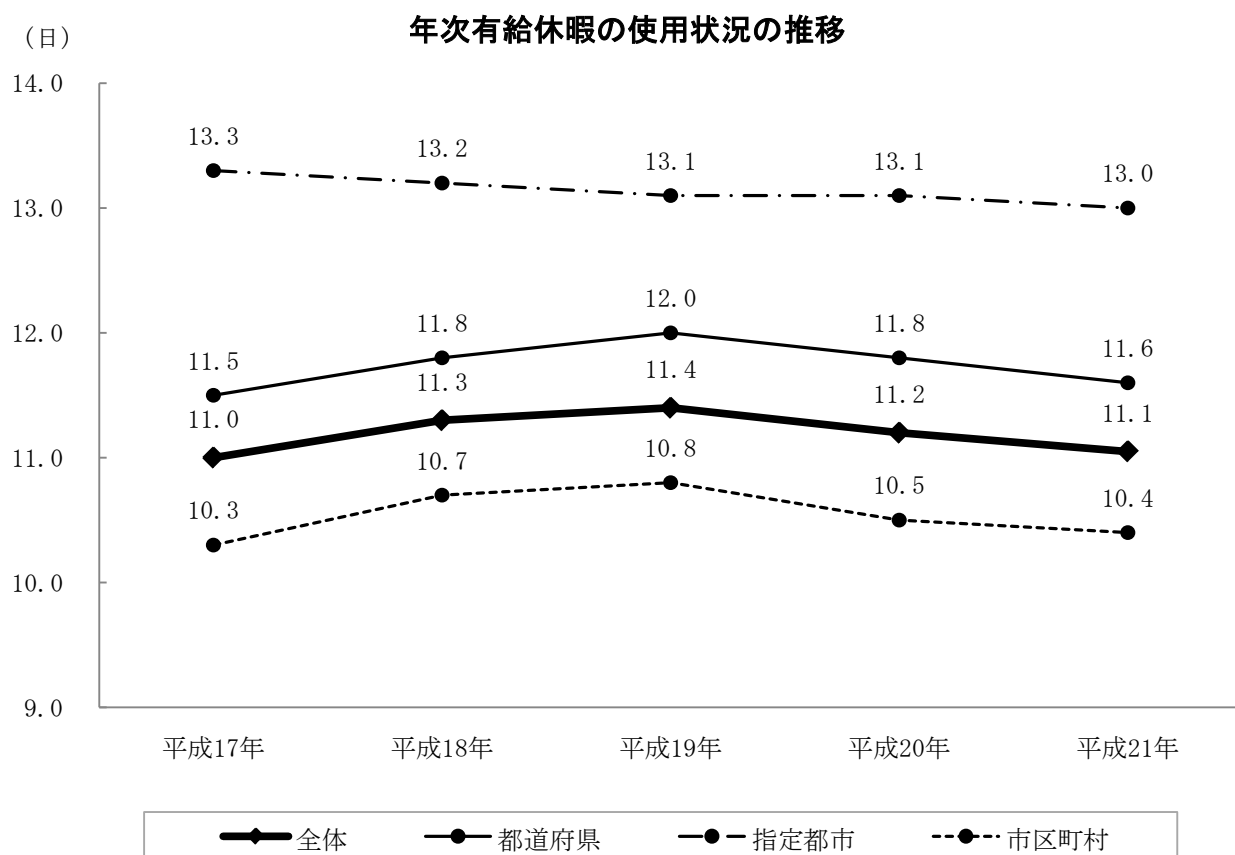


表5 病気休暇中の給与の取扱いの状況(平成22年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	国と同等	国より有利
都道府県	47	42 (89.4%)	5 (10.6%)
指定都市	19	16 (84.2%)	3 (15.8%)
市区町村	1,731	1,586 (91.6%)	145 (8.4%)
合 計	1,797	1,644 (91.5%)	153 (8.5%)

- (注) 1 病気休暇は、私傷病（結核性を除く）の場合の取扱いを示す。
 2 国の私傷病の場合の病気休暇は、休暇の期間が引き続き90日を超えた場合、俸給（いわゆる基本給）を半減することとされている。
 3 ()内は、団体区分中の割合である。

表6 都道府県別の病気休暇中の給与の取扱いの状況(平成22年4月1日現在)

(単位: 団体)

都道府県名	都道府県		指定都市		市区町村		合計		国より有利な 団体の割合
	国と同等	国より有利	国と同等	国より有利	国と同等	国より有利	国と同等	国より有利	
北海道	1		1		167	11	169	11	6.1%
青森県	1				40		41		—
岩手県	1				34		35		—
宮城県	1		1		34		36		—
秋田県	1				25		26		—
山形県	1				35		36		—
福島県	1				57	2	58	2	3.3%
茨城県	1				10	34	11	34	75.6%
栃木県	1				27		28		—
群馬県	1				31	4	32	4	11.1%
埼玉県	1		1		63		65		—
千葉県	1		1		49	4	51	4	7.3%
東京都	1				60	2	61	2	3.2%
神奈川県	1		3		30		34		—
新潟県		1	1		29		30	1	3.2%
富山県	1				15		16		—
石川県	1				19		20		—
福井県	1				17		18		—
山梨県	1				27		28		—
長野県	1				77		78		—
岐阜県	1				42		43		—
静岡県		1	1	1	20	13	21	15	41.7%
愛知県	1			1	56		57	1	1.7%
三重県		1			29		29	1	3.3%
滋賀県	1				19		20		—
京都府	1			1	17	8	18	9	33.3%
大阪府	1		2		41		44		—
兵庫県	1		1		24	16	26	16	38.1%
奈良県	1				39		40		—
和歌山県	1				27	3	28	3	9.7%
鳥取県	1				19		20		—
島根県	1				20	1	21	1	4.5%
岡山県	1		1		26		28		—
広島県	1		1		19	3	21	3	12.5%
山口県	1				18	1	19	1	5.0%
徳島県		1			22	2	22	3	12.0%
香川県	1				4	13	5	13	72.2%
愛媛県	1				20		21		—
高知県	1				26	8	27	8	22.9%
福岡県	1		2		58		61		—
佐賀県	1				20		21		—
長崎県	1				21		22		—
熊本県	1				45		46		—
大分県		1			2	16	2	17	89.5%
宮崎県	1				26		27		—
鹿児島県	1				39	4	40	4	9.1%
沖縄県	1				41		42		—
合計	42 (89.4%)	5 (10.6%)	16 (84.2%)	3 (15.8%)	1,586 (91.6%)	145 (8.4%)	1,644 (91.5%)	153 (8.5%)	8.5%

(注) 1 病気休暇は、私傷病(結核性を除く)の場合の取扱いを示す。

2 国の私傷病の場合の病気休暇は、休暇の期間が引き続き90日を超えた場合、俸給(いわゆる基本給)を半減することとされている。

3 ()内は、団体区分中の割合である。

表7 主な特別休暇等の状況(平成22年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分		都道府県	指定都市	市区町村	合 計
国に制度のある特別休暇	公民権行使	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,724 (99.6%)	1,790 (99.6%)
	官公署への出頭	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,725 (99.7%)	1,791 (99.7%)
	ドナー休暇	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,703 (98.4%)	1,769 (98.4%)
	ボランティア休暇	46 (97.9%)	19 (100.0%)	1,622 (93.7%)	1,687 (93.9%)
	結婚休暇	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,731 (100.0%)	1,797 (100.0%)
	産前休暇	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,731 (100.0%)	1,797 (100.0%)
	産後休暇	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,731 (100.0%)	1,797 (100.0%)
	保育時間	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,727 (99.8%)	1,793 (99.8%)
	妻の出産	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,718 (99.2%)	1,784 (99.3%)
	育児参加	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,265 (73.1%)	1,331 (74.1%)
	子の看護	46 (97.9%)	19 (100.0%)	1,682 (97.2%)	1,747 (97.2%)
	忌引休暇	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,731 (100.0%)	1,797 (100.0%)
	父母の追悼(法要)	45 (95.7%)	16 (84.2%)	1,673 (96.6%)	1,734 (96.5%)
	夏季休暇	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,718 (99.2%)	1,784 (99.3%)
	現住居の滅失等	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,651 (95.4%)	1,717 (95.5%)
	災害・交通機関の事故等	47 (100.0%)	19 (100.0%)	1,696 (98.0%)	1,762 (98.1%)
退勤途上の危機回避	34 (72.3%)	12 (63.2%)	1,322 (76.4%)	1,368 (76.1%)	
国に制度のない特別休暇等	リフレッシュ・永年勤続休暇	35 (74.5%)	13 (68.4%)	576 (33.3%)	624 (34.7%)
	家族の看護	6 (12.8%)	2 (10.5%)	128 (7.4%)	136 (7.6%)
	夏季における休暇	1 (2.1%)	2 (10.5%)	109 (6.3%)	112 (6.2%)
	盆休暇	1 (2.1%)		35 (2.0%)	36 (2.0%)
	運転免許更新			29 (1.7%)	29 (1.6%)
	メーデー			23 (1.3%)	23 (1.3%)
	祭り			9 (0.5%)	9 (0.5%)

(注) 1 「国に制度のない特別休暇等」の「夏季における休暇」は、夏季期間中において、夏季休暇とは別途付与している休暇等である。

2 () は、団体区分中の割合である。

(参考) 平成22年4月1日現在の地方公共団体数は、都道府県47団体、指定都市19団体、市区町村1,731団体の計1,797団体である。

表8 子の看護休暇、短期介護休暇に係る規則等の整備状況
(平成22年12月1日現在)

1 子の看護休暇の日数等の改正に伴う規則等の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	整備済み	未整備
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,496 (86.4%)	235 (13.6%)
合 計	1,797	1,562 (86.9%)	235 (13.1%)

(注) 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）において、地方公務員に適用される子の看護休暇について日数等が改正（小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため年5日取得可能であった日数について、当該子が2人以上の場合には年10日とされ、併せて子の疾病の予防等の場合も休暇の対象とされたもの。平成22年6月30日施行。）されたことに伴う、人事委員会規則等の整備状況である。

2 () 内は、団体区分中の割合である。

2 短期介護休暇に係る規則等の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	整備済み	未整備
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,443 (83.4%)	288 (16.6%)
合 計	1,797	1,509 (84.0%)	288 (16.0%)

(注) 1 育児・介護休業法において、地方公務員に適用される短期介護休暇が新たに規定（配偶者、子、父母等の介護のため、年5日（要介護者が2人以上いる場合には10日）の範囲内で取得できる休暇。平成22年6月30日施行。）されたことに伴う、人事委員会規則等の整備状況である。

2 () 内は、団体区分中の割合である。

表9 介護休暇の取得状況(平成21年度)

(単位：人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							その他
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	
男性職員	908 (22.2%)	209 (23.0%)	362 (39.9%)	320 (35.2%)	7 (0.8%)	5 (0.6%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
女性職員	3,179 (77.8%)	359 (11.3%)	1,568 (49.3%)	954 (30.0%)	255 (8.0%)	14 (0.4%)	20 (0.6%)	7 (0.2%)	2 (0.1%)
計	4,087 (100.0%)	568 (13.9%)	1,930 (47.2%)	1,274 (31.2%)	262 (6.4%)	19 (0.5%)	24 (0.6%)	7 (0.2%)	3 (0.1%)

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男性職員	908 (22.2%)	512 (56.4%)	111 (12.2%)	84 (9.3%)	47 (5.2%)	16 (1.8%)	138 (15.2%)
女性職員	3,179 (77.8%)	1,329 (41.8%)	514 (16.2%)	468 (14.7%)	153 (4.8%)	114 (3.6%)	601 (18.9%)
計	4,087 (100.0%)	1,841 (45.0%)	625 (15.3%)	552 (13.5%)	200 (4.9%)	130 (3.2%)	739 (18.1%)

(注)1 介護休暇取得者数は、平成21年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

2 「要介護者数」及び「介護休暇の期間」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表10 育児休業等の取得状況(平成21年度)

1 育児休業等の取得者数

(1) 育児休業等の取得者数 (単位：人)

区 分	育児休業 取得者数	育児短時間勤 務取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	528	55	252
	97	11	127
女性職員	35,278	2,236	5,473
	41,109	912	4,351
計	35,806	2,291	5,725
	41,206	923	4,478

(注) 1 上段は平成21年度の新規取得者数、下段は育児休業等の期間が前年度から引き続いている者の数である。
2 平成21年度の新規取得者(上段)には、平成20年度以前に育児休業等が取得可能となり、平成21年度から新たに育児休業等を取得した者が含まれる。

(2) 平成21年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員における育児休業等の取得者数

(単位：人)

区 分	平成21年度中に新たに 育児休業等が取得可能 となった職員数	うち		
		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	48,903	327 (0.7%)	17	40
女性職員	35,877	33,672 (93.9%)	556	1,279
計	84,780	33,999 (40.1%)	573	1,319

(注) 「うち育児休業取得者数」の()は取得率である。

2 育児休業等の承認期間等(平成21年度の新規取得者について)

(1) 育児休業承認期間

(単位：人)

区 分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	528 (100.0%)	344 (65.2%)	149 (28.2%)	20 (3.8%)	11 (2.1%)	3 (0.6%)	1 (0.2%)
女性職員	35,278 (100.0%)	1,967 (5.6%)	11,788 (33.4%)	9,080 (25.7%)	5,497 (15.6%)	2,602 (7.4%)	4,344 (12.3%)
計	35,806 (100.0%)	2,311 (6.5%)	11,937 (33.3%)	9,100 (25.4%)	5,508 (15.4%)	2,605 (7.3%)	4,345 (12.1%)
		1年以下		1年超2年以下		2年超	
		14,248 (39.8%)		14,608 (40.8%)		6,950 (19.4%)	

(注) ()は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(2) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

区 分	育児短時間勤 務取得者数	育 児 短 時 間 勤 務 承 認 期 間			
		3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超
男性職員	55 (100.0%)	12 (21.8%)	14 (25.5%)	3 (5.5%)	26 (47.3%)
女性職員	2,236 (100.0%)	245 (11.0%)	252 (11.3%)	193 (8.6%)	1,546 (69.1%)
計	2,291 (100.0%)	257 (11.2%)	266 (11.6%)	196 (8.6%)	1,572 (68.6%)

(注) ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(3) 育児短時間勤務の勤務形態

(単位：人)

区 分	育児短時間勤務取得者数	勤 務 形 態				
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他
男性職員	55 (100.0%)	15 (27.3%)	17 (30.9%)	8 (14.5%)	9 (16.4%)	6 (10.9%)
女性職員	2,236 (100.0%)	489 (21.9%)	854 (38.2%)	487 (21.8%)	66 (3.0%)	340 (15.2%)
計	2,291 (100.0%)	504 (22.0%)	871 (38.0%)	495 (21.6%)	75 (3.3%)	346 (15.1%)

- (注) 1 () は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 2 勤務形態の「1日3時間55分」及び「1日4時間55分」は、1日の勤務時間が7時間45分である場合の勤務形態である。

(4) 部分休業承認期間

(単位：人)

区 分	部分休業取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
男性職員	252 (100.0%)	202 (80.2%)	21 (8.3%)	8 (3.2%)	11 (4.4%)	7 (2.8%)	3 (1.2%)
女性職員	5,473 (100.0%)	3,425 (62.6%)	751 (13.7%)	221 (4.0%)	359 (6.6%)	438 (8.0%)	279 (5.1%)
計	5,725 (100.0%)	3,627 (63.4%)	772 (13.5%)	229 (4.0%)	370 (6.5%)	445 (7.8%)	282 (4.9%)

- (注) () は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(5) 部分休業承認時間

(単位：人)

区 分	部分休業取得者数	1日の部分休業取得時間(平均)			
		30分以下	30分超 60分以下	60分超 90分以下	90分超
男性職員	252 (100.0%)	84 (33.3%)	99 (39.3%)	25 (9.9%)	44 (17.5%)
女性職員	5,473 (100.0%)	848 (15.5%)	2,234 (40.8%)	815 (14.9%)	1,576 (28.8%)
計	5,725 (100.0%)	932 (16.3%)	2,333 (40.8%)	840 (14.7%)	1,620 (28.3%)

- (注) () は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

3 育児休業等の代替要員の配置状況(平成21年度の新規取得者について)

(1) 育児休業の代替要員の配置状況

(単位：人)

区 分	育児休業取得者数	代替要員の配置状況						
		任期付任用	臨時的任用	非常勤職員 の任用	配置換え	その他の任用 行為	特段の措置 なし	その他
男性職員	528 (100.0%)	8 (1.5%)	218 (41.3%)	14 (2.7%)	16 (3.0%)	9 (1.7%)	260 (49.2%)	3 (0.6%)
女性職員	35,278 (100.0%)	1,733 (4.9%)	22,856 (64.8%)	2,382 (6.8%)	1,574 (4.5%)	656 (1.9%)	5,527 (15.7%)	550 (1.6%)
計	35,806 (100.0%)	1,741 (4.9%)	23,074 (64.4%)	2,396 (6.7%)	1,590 (4.4%)	665 (1.9%)	5,787 (16.2%)	553 (1.5%)

- (注) () は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(2) 育児短時間勤務の代替要員の配置状況

(単位：人)

区 分	育児短時間勤務取得者数	代替要員の配置状況						
		業務分担 の変更	配置換え	非常勤職員 の任用	育児短時間勤務に伴う短 時間勤務職員の任用	並立任用	特段の措置 なし	その他
男性職員	55 (100.0%)	10 (18.2%)	0 (0.0%)	13 (23.6%)	8 (14.5%)	0 (0.0%)	22 (40.0%)	2 (3.6%)
女性職員	2,236 (100.0%)	243 (10.9%)	49 (2.2%)	471 (21.1%)	339 (15.2%)	48 (2.1%)	962 (43.0%)	124 (5.5%)
計	2,291 (100.0%)	253 (11.0%)	49 (2.1%)	484 (21.1%)	347 (15.1%)	48 (2.1%)	984 (43.0%)	126 (5.5%)

- (注) () は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表11 地方公務員育児休業法等の改正に伴う条例等の改正状況
(平成22年12月1日現在)

1 育児休業等を行うことができる職員の改正

(単位：団体)

区 分	団 体 数	改正団体	未改正団体
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,590 (91.9%)	141 (8.1%)
合 計	1,797	1,656 (92.2%)	141 (7.8%)

(注) 1 地方公務員育児休業法の改正(平成22年6月30日施行)により、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができることとされたことに伴う条例の規定の整備状況である。

2 ()内は、団体区分中の割合である。

2 再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の改正

(単位：団体)

区 分	団 体 数	改正団体	未改正団体
都道府県	47	45 (95.7%)	2 (4.3%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,583 (91.5%)	148 (8.5%)
合 計	1,797	1,647 (91.7%)	150 (8.3%)

(注) 1 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業等をした後3月以上経過した場合に再度の育児休業等を行うことができるとする条例の規定の整備状況である。

2 ()内は、団体区分中の割合である。

3 「産後パパ育休」の対象期間の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	改正団体	未改正団体
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,579 (91.2%)	152 (8.8%)
合 計	1,797	1,645 (91.5%)	152 (8.5%)

(注) 1 地方公務員育児休業法の改正により、子の出生日後、国で定める期間（57日間）を基準として条例で定める期間内に最初の育児休業（いわゆる産後パパ育休）をした職員について、特別の事情がなくとも再度育児休業をすることができることとされたことに伴う条例の規定の整備状況である。

2 () 内は、団体区分中の割合である。

4 3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の免除に係る規則等の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	整備団体	未整備団体
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,534 (88.6%)	197 (11.4%)
合 計	1,797	1,600 (89.0%)	197 (11.0%)

(注) 1 育児・介護休業法の改正（平成22年6月30日施行）により、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととされたことに伴う規則等の規定の整備状況である。

2 () 内は、団体区分中の割合である。

表12 競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移

(単位: 人、倍)

区分	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	受験者数	合格者数	競争率	受験者数	合格者数	競争率	受験者数	合格者数	競争率	受験者数	合格者数	競争率	受験者数	合格者数	競争率
都道府県	151,107	15,164	10.0	120,913	15,516	7.8	114,582	16,872	6.8	115,908	16,054	7.2	136,727	17,507	7.8
上級試験	22,779	1,968	11.6	18,449	2,218	8.3	15,601	2,279	6.8	14,554	1,855	7.8	17,529	1,847	9.5
中級試験	68,735	6,128	11.2	59,156	6,748	8.8	55,567	7,098	7.8	52,385	6,402	8.2	59,751	6,802	8.8
初級試験	1,756	76	23.1	1,203	79	15.2	410	53	7.7	758	45	16.8	916	40	22.9
その他の試験	244,377	23,336	10.5	199,721	24,561	8.1	186,160	26,302	7.1	183,605	24,356	7.5	214,923	26,196	8.2
計	137,364	8,662	15.9	121,711	11,818	10.3	125,920	15,174	8.3	141,386	17,032	8.3	186,035	17,915	10.4
市区	45,649	7,249	6.3	42,150	8,712	4.8	45,496	9,597	4.7	43,226	8,979	4.8	46,107	8,514	5.4
上級試験	52,583	3,210	16.4	47,286	4,364	10.8	49,537	5,434	9.1	52,293	5,478	9.5	63,272	6,242	10.1
中級試験	10,937	640	17.1	8,494	660	12.9	10,212	938	10.9	7,345	757	9.7	8,741	773	11.3
初級試験	246,533	19,761	12.5	219,641	25,554	8.6	231,165	31,143	7.4	244,250	32,246	7.6	304,155	33,444	9.1
その他の試験	5,897	570	10.3	6,735	839	8.0	7,146	1,091	6.5	8,052	1,221	6.6	10,277	1,323	7.8
計	3,534	611	5.8	3,678	719	5.1	3,588	769	4.7	4,683	1,017	4.6	4,432	846	5.2
町村	11,025	840	13.1	10,706	1,168	9.2	11,618	1,482	7.8	13,656	1,696	8.1	17,540	1,921	9.1
上級試験	246	75	3.3	212	53	4.0	342	121	2.8	506	116	4.4	232	46	5.0
中級試験	20,702	2,096	9.9	21,331	2,779	7.7	22,694	3,463	6.6	26,897	4,050	6.6	32,481	4,136	7.9
初級試験	294,368	24,396	12.1	249,359	28,173	8.9	247,648	33,137	7.5	265,346	34,307	7.7	333,039	36,745	9.1
その他の試験	71,962	9,828	7.3	64,277	11,649	5.5	64,685	12,645	5.1	62,463	11,851	5.3	68,068	11,207	6.1
計	132,343	10,178	13.0	117,148	12,280	9.5	116,722	14,014	8.3	118,334	13,576	8.7	140,563	14,965	9.4
合計	12,939	791	16.4	9,909	792	12.5	10,964	1,112	9.9	8,609	918	9.4	9,889	859	11.5
計	511,612	45,193	11.3	440,693	52,894	8.3	440,019	60,908	7.2	454,752	60,652	7.5	551,559	63,776	8.6

(注) 1 試験区分は、以下による。

上級試験：上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

中級試験：中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

初級試験：初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

その他の試験：中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験

2 「市区」には、政令指定都市を含む。

図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移

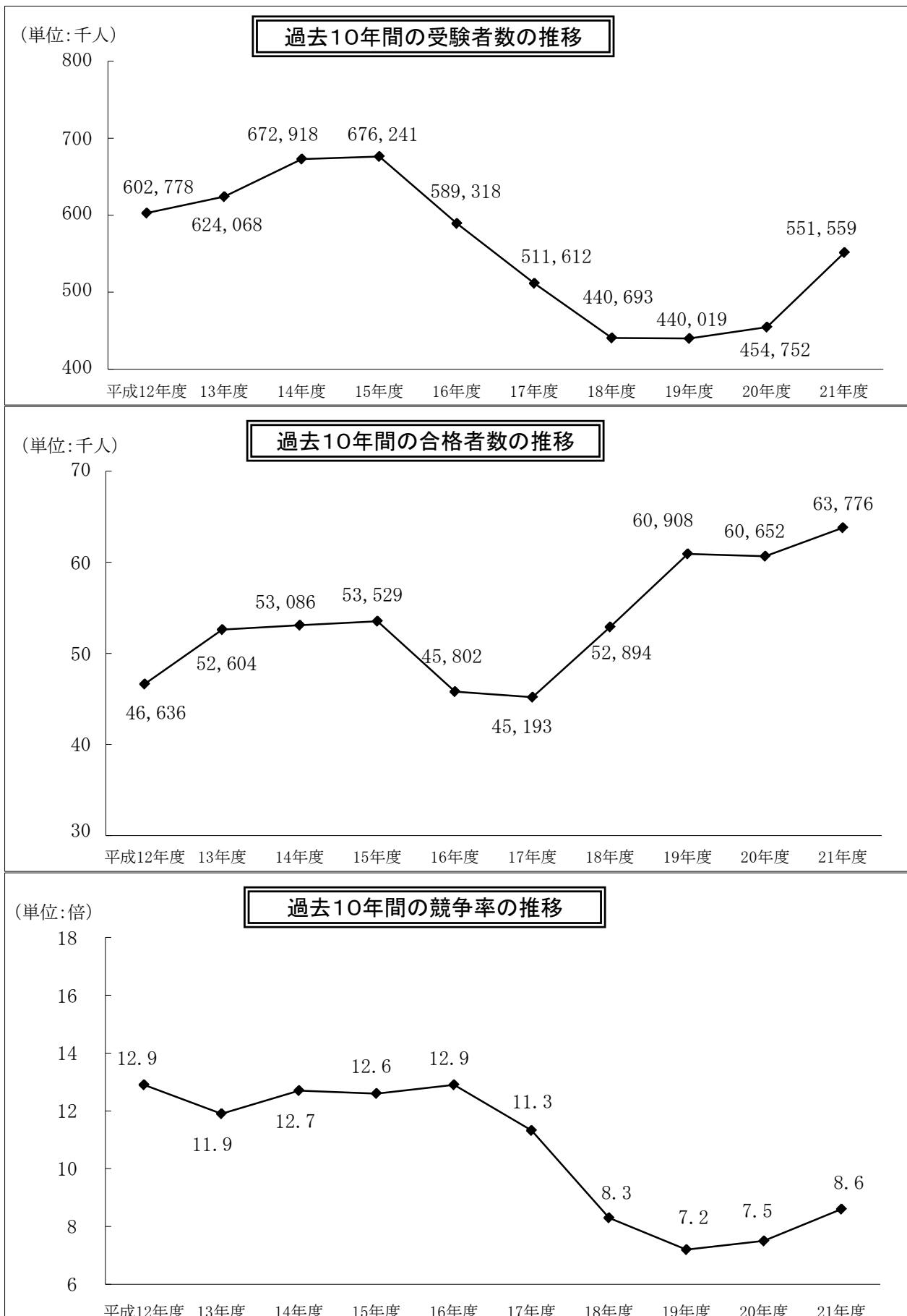


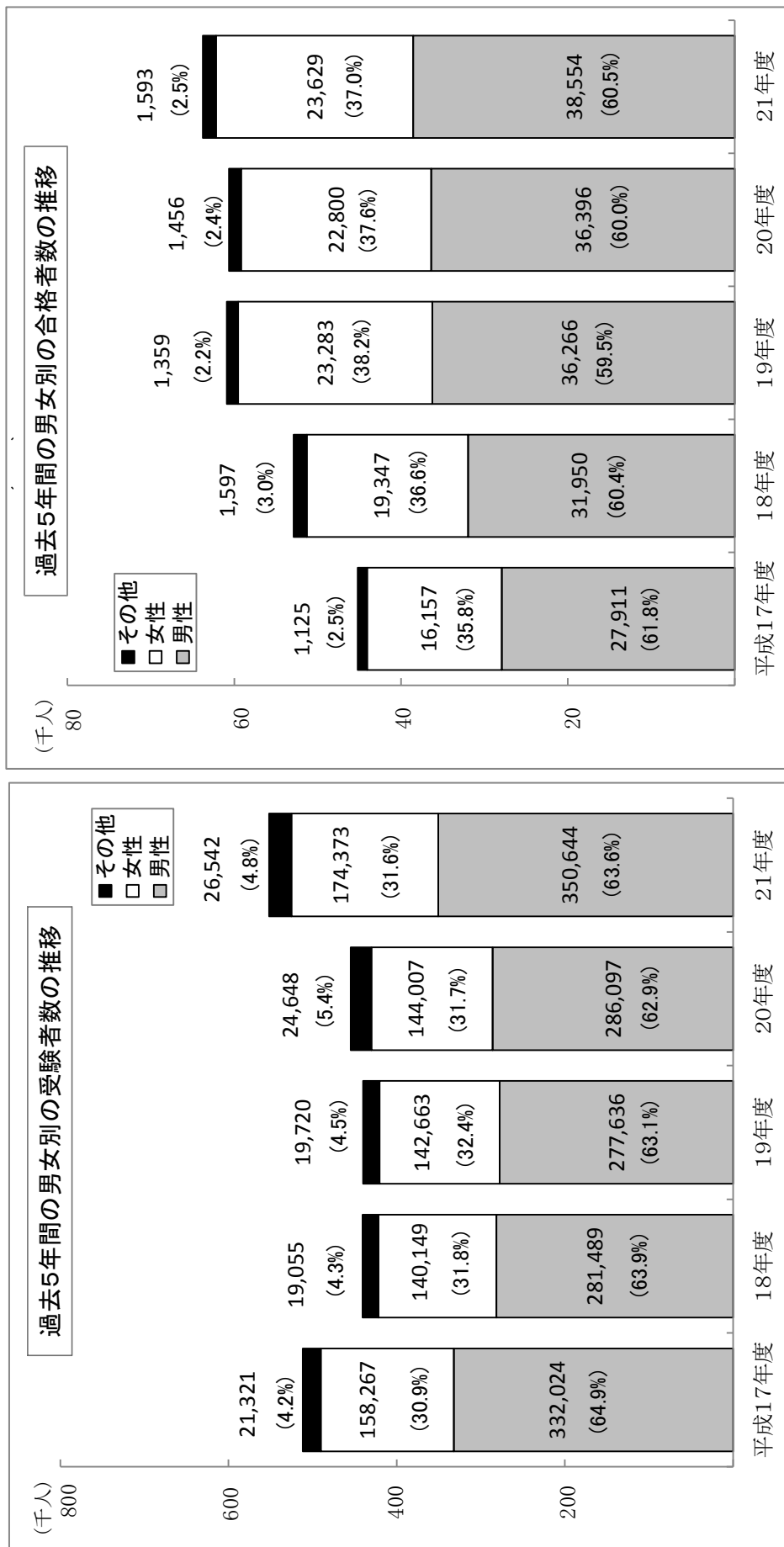
表13 競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移

(単位: 人)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
男性	180,967	18,267	149,076	19,072	139,222	19,830	137,585	18,336	160,680	19,501
(割合)	(74.1%)	(78.3%)	(74.6%)	(77.7%)	(74.8%)	(75.4%)	(74.9%)	(75.3%)	(74.8%)	(74.4%)
女性	60,462	4,852	50,645	5,489	46,938	6,472	46,015	6,019	54,243	6,695
(割合)	(24.7%)	(20.8%)	(25.4%)	(22.3%)	(25.2%)	(24.6%)	(25.1%)	(24.7%)	(25.2%)	(25.6%)
その他	2,948	217					5	1		
(割合)	(1.2%)	(0.9%)					(0.0%)	(0.0%)		
計	244,377	23,336	199,721	24,561	186,160	26,302	183,605	24,356	214,923	26,196
男性	139,869	8,736	120,712	11,572	126,286	14,789	133,875	16,038	171,103	16,845
(割合)	(56.7%)	(44.2%)	(55.0%)	(45.3%)	(54.6%)	(47.5%)	(54.8%)	(49.7%)	(56.3%)	(50.4%)
女性	88,443	10,132	79,965	12,394	85,389	15,024	86,146	14,766	106,947	15,070
(割合)	(35.9%)	(51.3%)	(36.4%)	(48.5%)	(36.9%)	(48.2%)	(35.3%)	(45.8%)	(35.2%)	(45.1%)
その他	18,221	893	18,964	1,588	19,490	1,330	24,229	1,442	26,105	1,529
(割合)	(7.4%)	(4.5%)	(8.6%)	(6.2%)	(8.4%)	(4.3%)	(9.9%)	(4.5%)	(8.6%)	(4.6%)
計	246,533	19,761	219,641	25,554	231,165	31,143	244,250	32,246	304,155	33,444
男性	11,188	908	11,701	1,306	12,128	1,647	14,637	2,022	18,861	2,208
(割合)	(54.0%)	(43.3%)	(54.9%)	(47.0%)	(53.4%)	(47.6%)	(54.4%)	(49.9%)	(58.1%)	(53.4%)
女性	9,362	1,173	9,539	1,464	10,336	1,787	11,846	2,015	13,183	1,864
(割合)	(45.2%)	(56.0%)	(44.7%)	(52.7%)	(45.5%)	(51.6%)	(44.0%)	(49.8%)	(40.6%)	(45.1%)
その他	152	15	91	9	230	29	414	13	437	64
(割合)	(0.7%)	(0.7%)	(0.4%)	(0.3%)	(1.0%)	(0.8%)	(1.5%)	(0.3%)	(1.3%)	(1.5%)
計	20,702	2,096	21,331	2,779	22,694	3,463	26,897	4,050	32,481	4,136
男性	332,024	27,911	281,489	31,950	277,636	36,266	286,097	36,396	350,644	38,554
(割合)	(64.9%)	(61.8%)	(63.9%)	(60.4%)	(63.1%)	(59.5%)	(62.9%)	(60.0%)	(63.6%)	(60.5%)
女性	158,267	16,157	140,149	19,347	142,663	23,283	144,007	22,800	174,373	23,629
(割合)	(30.9%)	(35.8%)	(31.8%)	(36.6%)	(32.4%)	(38.2%)	(31.7%)	(37.6%)	(31.6%)	(37.0%)
その他	21,321	1,125	19,055	1,597	19,720	1,359	24,648	1,456	26,542	1,593
(割合)	(4.2%)	(2.5%)	(4.3%)	(3.0%)	(4.5%)	(2.2%)	(5.4%)	(2.4%)	(4.8%)	(2.5%)
計	511,612	45,193	440,693	52,894	440,019	60,908	454,752	60,652	551,559	63,776

(注) 1 「その他」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。
 2 () は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 3 「市区」には、政令指定都市を含む。

図2 過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移



(注) 1 「その他」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

2 () は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表 1 4

安全衛生管理体制の整備状況（全部局・団地区別）

平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)
都道府県	208	207	99.5	442	439	99.3	6,296	6,158	97.8	4,897	4,878	99.6
指定都市	170	169	99.4	391	389	99.5	1,256	1,225	97.5	6,627	6,570	99.1
市区	175	175	100.0	500	489	97.8	2,942	2,767	94.1	29,634	26,609	89.8
町村	0	0	-	4	3	75.0	957	893	93.3	6,690	5,203	77.8
一部事務組合	3	3	100.0	48	47	97.9	396	373	94.2	2,069	1,932	93.4
合計	556 (535)	554 (532)	99.6 (99.4)	1,385 (1,451)	1,367 (1,434)	98.7 (98.8)	11,847 (12,062)	11,416 (11,636)	96.4 (96.5)	49,917 (50,516)	45,192 (45,231)	90.5 (89.5)

	産業			医			安全委員会			衛生委員会		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)
都道府県	6,296	6,279	99.7	392	390	99.5	6,296	6,245	99.2	6,245	6,245	99.2
指定都市	1,256	1,250	99.5	292	285	97.6	1,256	1,209	96.3	1,209	1,209	96.3
市区	2,942	2,798	95.1	344	340	98.8	2,942	2,662	90.5	2,662	2,662	90.5
町村	957	801	83.7	2	1	50.0	957	753	78.7	753	753	78.7
一部事務組合	396	369	93.2	37	36	97.3	396	354	89.4	354	354	89.4
合計	11,847 (12,062)	11,497 (11,689)	97.0 (96.9)	1,067 (1,094)	1,052 (1,087)	98.6 (99.4)	11,847 (12,062)	11,223 (11,354)	94.7 (94.1)	11,223 (11,354)	11,223 (11,354)	94.7 (94.1)

(注) 合計欄の () の数字は、
平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の
選任 (設置) 数等である。

表 1 5

安全衛生管理体制の整備状況（全団体・部局別）

平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)
知事及び市長	355	354	99.7	744	738	99.2	4,285	4,122	96.2	14,142	13,170	93.1
教育委員会	15	14	93.3	146	138	94.5	4,253	4,151	97.6	31,376	27,923	89.0
警察	17	17	100.0	0	0	-	1,319	1,203	91.2	339	335	98.8
消防	0	0	-	1	1	100.0	828	799	96.5	2,634	2,488	94.5
企業	169	169	100.0	494	490	99.2	1,162	1,141	98.2	1,426	1,276	89.5
合計	556 (535)	554 (532)	99.6 (99.4)	1,385 (1,451)	1,367 (1,434)	98.7 (98.8)	11,847 (12,062)	11,416 (11,636)	96.4 (96.5)	49,917 (50,516)	45,192 (45,231)	90.5 (89.5)

	産 業			医 生			安全委員会			衛生委員会		
	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任率 (%)
知事及び市長	4,285	4,062	94.8	717	712	99.3	4,285	3,930	91.7	4,285	3,930	91.7
教育委員会	4,253	4,175	98.2	67	63	94.0	4,253	4,114	96.7	4,253	4,114	96.7
警察	1,319	1,318	99.9	0	0	-	1,319	1,292	98.0	828	768	92.8
消防	828	794	95.9	1	1	100.0	828	768	92.8	1,162	1,119	96.3
企業	1,162	1,148	98.8	282	276	97.9	1,162	1,119	96.3	11,847	11,223	94.7
合計	11,847 (12,062)	11,497 (11,689)	97.0 (96.9)	1,067 (1,094)	1,052 (1,087)	98.6 (99.4)	11,847 (12,062)	11,223 (11,354)	94.7 (94.1)	45,192 (45,231)	42,411 (42,456)	93.8 (93.8)

(注) 合計欄の () の数字は、
平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の
選任 (設置) 数等である。